

修学継続支援 特別授業料減免制度

明海大学では、新型コロナウイルス感染症の直接的又は間接的な影響により家計が急変した方に、授業料の一部を減免することで、高い学修意欲をもつ学生を応援します。

■対象者：本学の歯学部、大学院に入学する新入生

入学試験に合格（入試区分問わず）し、学費支弁者において以下のA・Bすべてに該当する方

要件基準	要件
A 所得基準	<u>公的支援の受給証明書が提出可能な方</u> 又は <u>収入が3分の2以下に減少</u> した方
B 家計基準 (収入見込※)	給与所得者の場合 : 1,500 万円以下 給与所得者以外の場合 : 750 万円以下

※収入見込とは、新型コロナウイルスにより家計の影響を受けた以降について、例えば直近1か月の収入を12倍し、経費等の控除額を除いて算出します。

*専攻生、研究生、科目等履修生、特別聴講生は除く。

*給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額(給与所得のみの場合)給与所得者以外の場合は確定申告書等の所得金額とします。

*高等教育の修学支援新制度で授業料の半額相当以上の奨学金を受給している、又は授業料の減免を受けている方は対象になりません。

■減免額

A 所得基準	減免額(2021年度納入分/年額)※
<u>公的支援の受給証明書の提出、 又は収入が2分の1以下に減少</u>	<u>授業料の2分の1</u> 歯学部 950,000 円 大学院歯学研究科 275,000 円
<u>収入が3分の2以下に減少</u>	<u>授業料の3分の1</u> 歯学部 633,334 円 大学院歯学研究科 183,334 円

*授業料とは明海大学学則、明海大学大学院学則及び明海大学別科規程に定める納入金額となります。

*高等教育の修学支援新制度により授業料の減免を受けている方は、当該減免額がこの制度により算出した減免額を下回る場合に限りその差額を減免することとなります。

※上記減免額を前学期分と後学期分に分けて減免します。

詳細は大学公式ホームページをご確認ください。

